

第2章

こどもの貧困対策及びひとり親家庭等の自立支援の推進

(岡山市こどもの貧困解消計画
・岡山市ひとり親家庭等自立促進計画)

1 計画策定の趣旨

こどもの貧困対策については、「こども基本法」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、また令和6年9月には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が改正されました。これらの中で、貧困は経済面にとどまらず、こどもの心身の健康や前向きに生きる気持ちにまで影響を与えることが指摘されています。

こどもの貧困の解消にあたっては、年齢や発達の程度に応じてこどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮すること、妊娠・出産期から切れ目なく支援すること、貧困をその家族の責任と捉えず、社会全体で受け止めて取り組むことを基本理念として、教育の支援等を進めることが定められています。

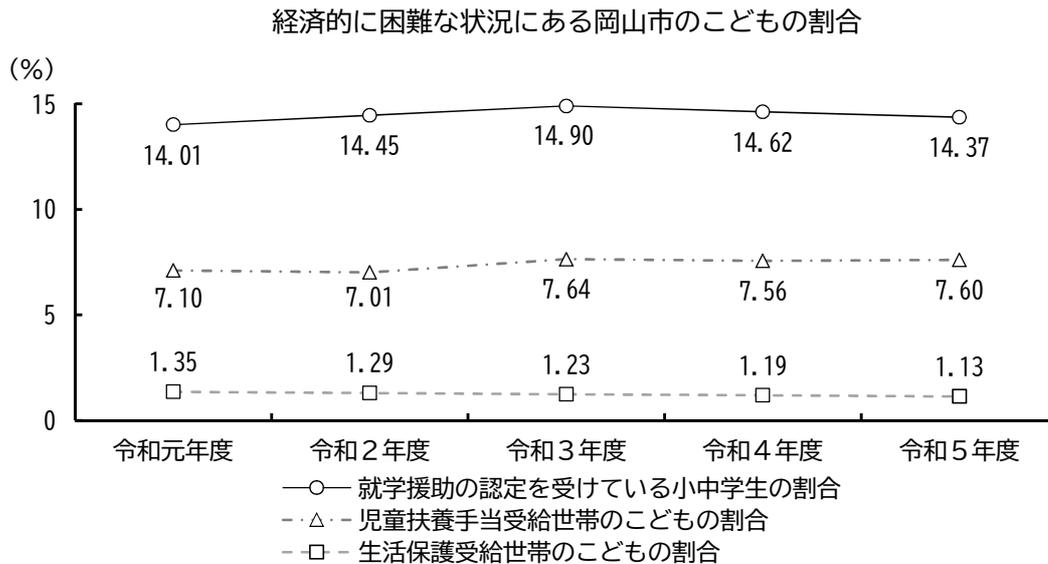
ひとり親家庭等の支援については、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和2年3月告示）において、母子家庭の多くが厳しい雇用・経済状況にあること、父子家庭では家事等生活面で多くの困難を抱えていることなどが指摘されています。そうした観点から、ひとり親家庭等の就労・経済的な支援や、生活と養育の安定に向けた支援が重要であり、母子・父子福祉団体など関係団体と連携を図りながら、個々の家庭に寄り添った支援が求められています。

本市では、こうした法令の理念等を踏まえ、こどもの貧困解消とひとり親家庭等の自立に向けた取組をなお一層進めていきます。

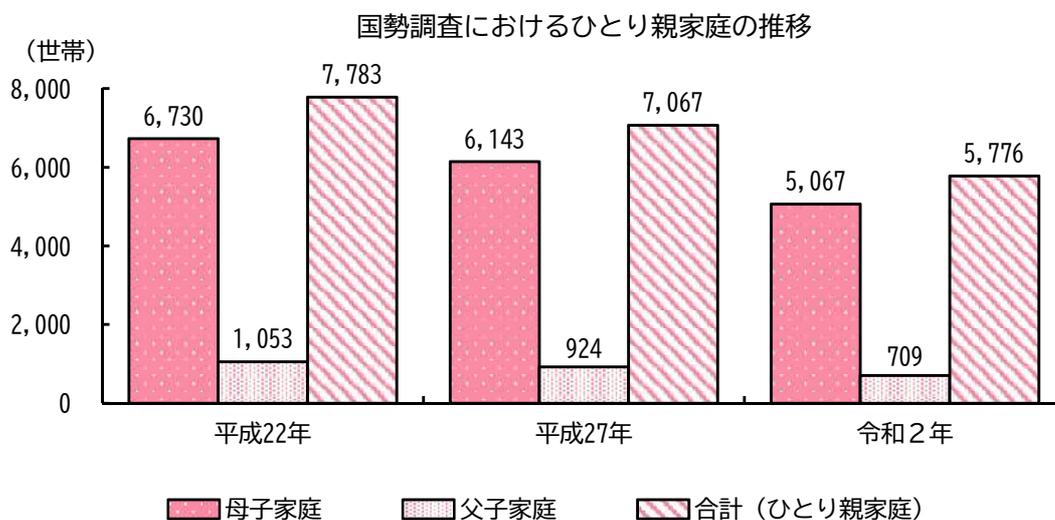
2 現状

(1) こどもの貧困とひとり親家庭の状況

岡山市のこどものうち、令和5年度に生活保護を受給している世帯のこどもの割合は1.13%、就学援助を受けている小・中学生の割合は14.37%、児童扶養手当を受給している世帯のこどもの割合は7.60%です。

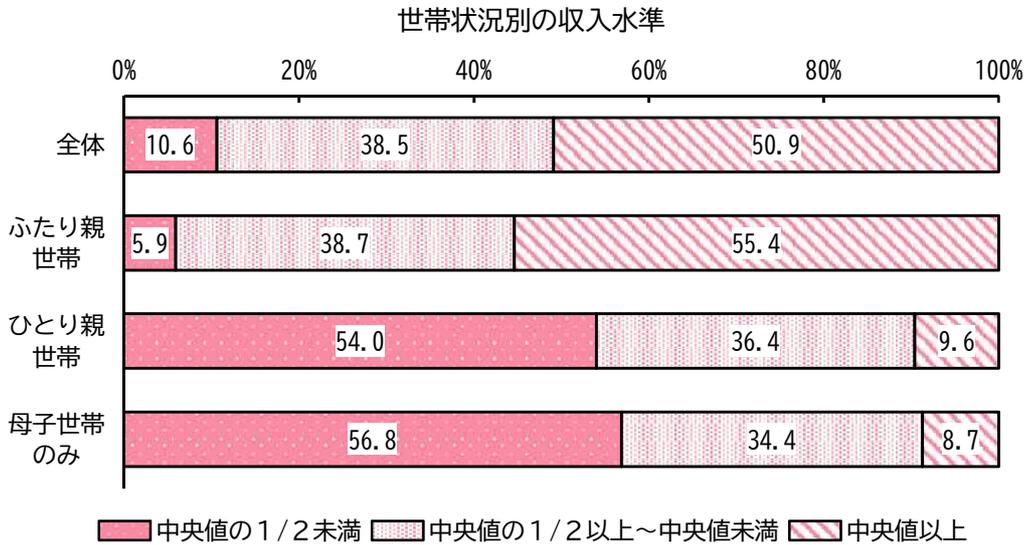


岡山市のひとり親家庭数は、令和2年の国勢調査結果では5,776世帯（母子家庭5,067世帯、父子家庭709世帯）であり、経年推移をみると減少傾向にあります。



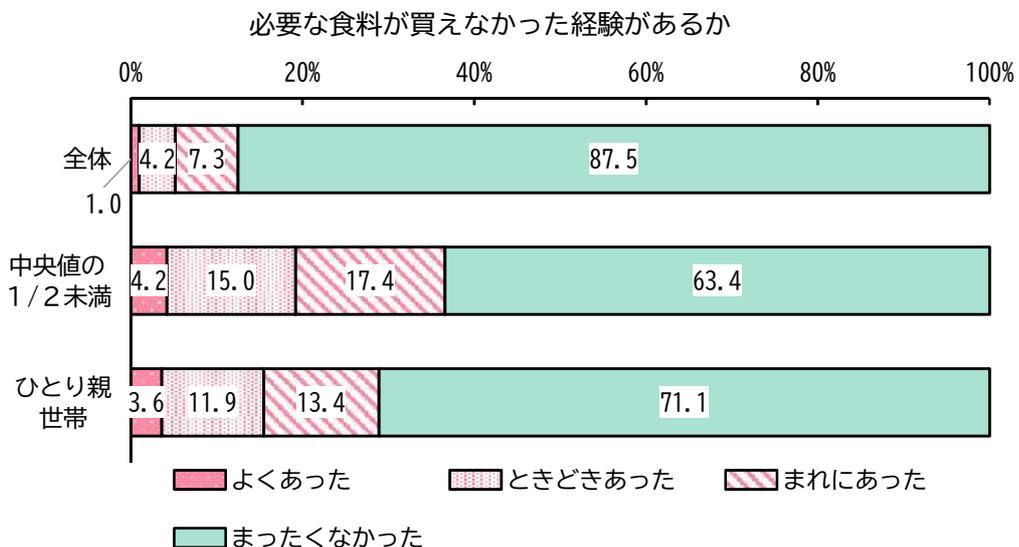
(2) 「令和5年岡山市子どもの生活実態調査」の結果

令和5年に、小学5年生と中学2年生のこども及びその保護者に対して市が行った「令和5年岡山市子どもの生活実態調査」では、ひとり親家庭の54.0%が相対的に貧困※な状況にあることが明らかとなりました。

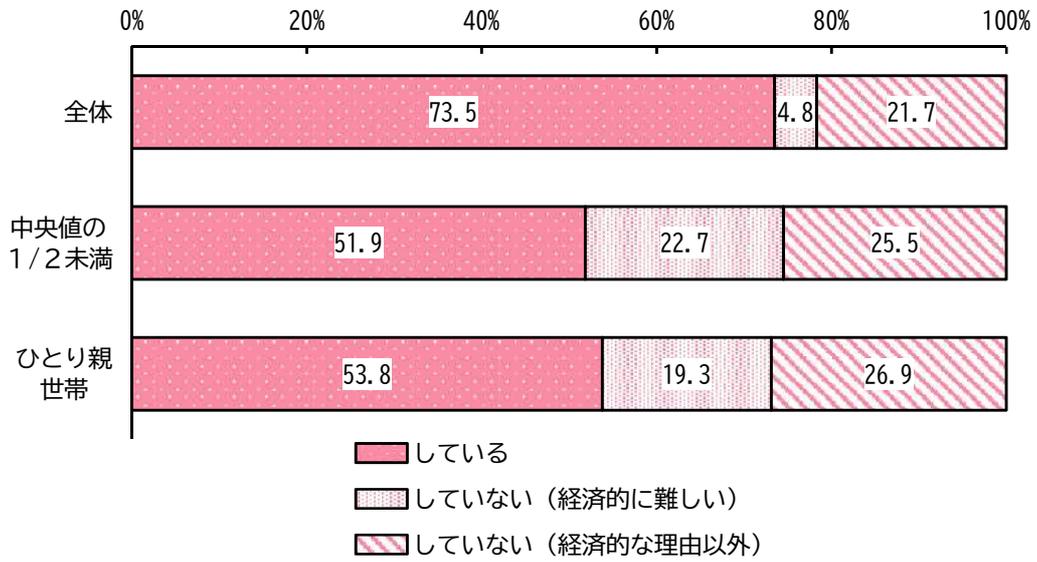


※ 世帯収入が世帯の生活水準を正しく表すとは限らないため、各世帯の収入金額をそれぞれの世帯人数で調整した等価世帯収入を計算し比較した。等価世帯収入の値を小さい方から順に並べたときの中央値は325万円で、中央値の1/2未満の収入の世帯を相対的に貧困な状況にあるとした。

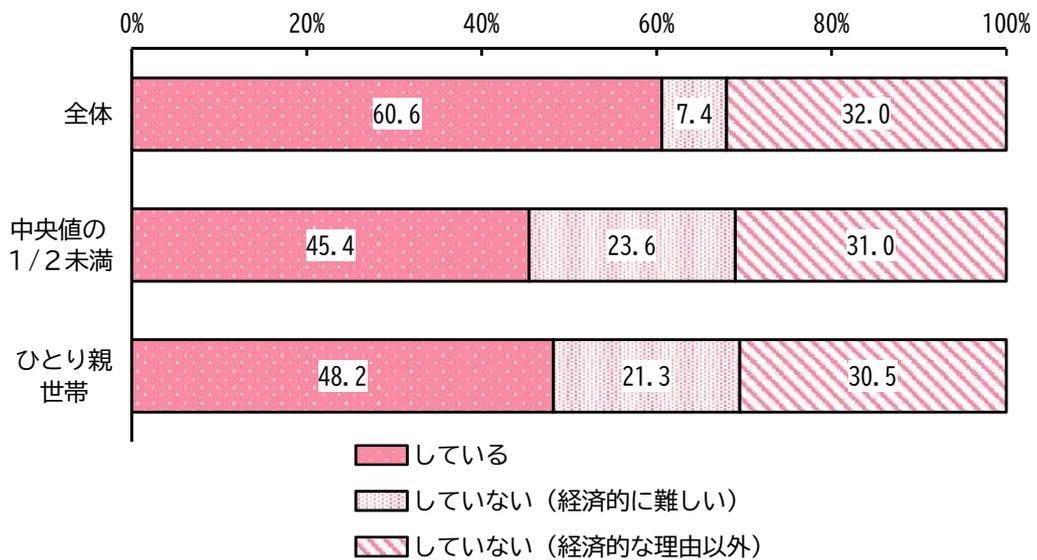
「令和5年岡山市子どもの生活実態調査」では、相対的な貧困家庭やひとり親家庭の約3割が必要な食料が買えなかった経験があるなど、生活の不安定さが明らかとなりました。そのような家庭では、体験活動や習い事を行っている割合が低い傾向にあり、学習面においても、授業が理解できていると回答した割合は低くなっています。また、将来の夢や目標を持ちにくい傾向もみられます。



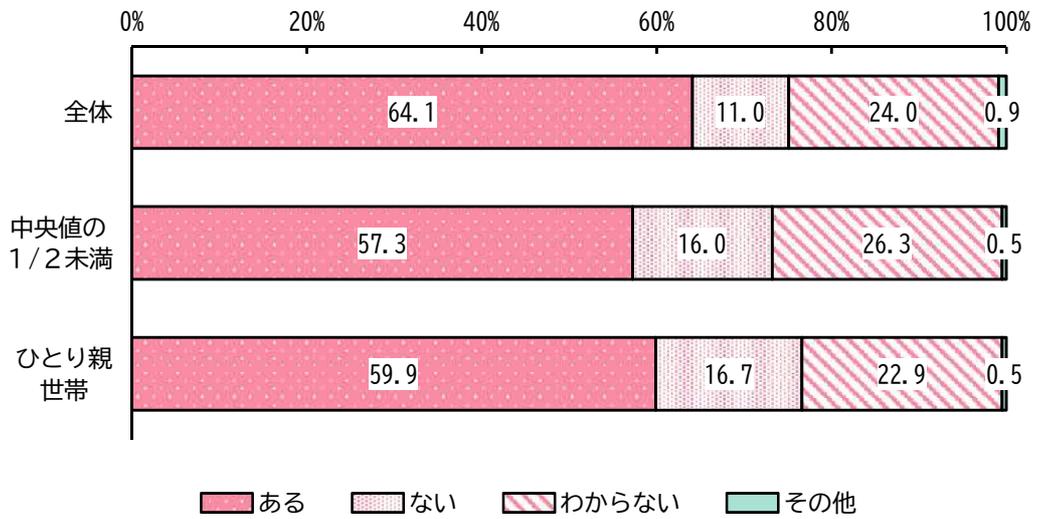
文化的な体験活動をしているか



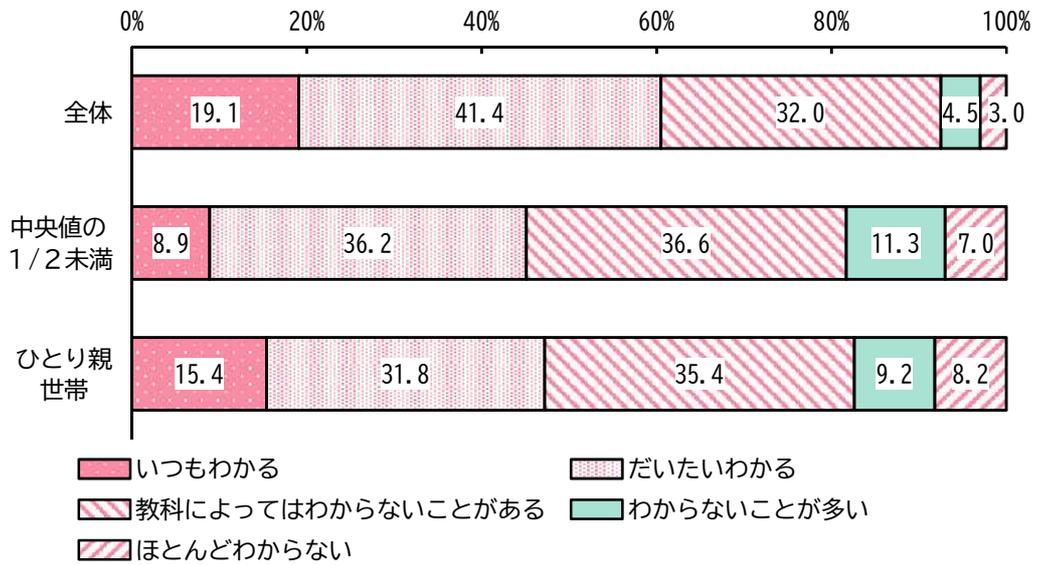
勉強以外の習い事をしているか



将来の夢や目標があるか



学校の授業を理解できているか



3 基本的な考え方

こどもの貧困は、適切な養育・教育や医療を受けられない、多様な体験の機会を得られないなどの経験が重なることにより、心身の健康や衣食住などこどもの権利や利益を侵害し、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。生まれ育つ環境に関わらず、全てのこどもが希望をもって成長できるよう、次の視点をもって施策を進め、こどもの貧困の解消を図ります。

【こどもの貧困対策推進の視点】

- ・ 年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先する。
- ・ 貧困は周りから気づかれにくく、支援の情報が届かないことがあるため、地域や関係機関・団体と連携し、早期発見・早期支援に取り組む。
- ・ 妊娠・出産期から、ライフステージに応じて切れ目なく支援する。
- ・ 貧困を家庭のみの責任とせず、社会全体で対策に取り組む。

また、ひとり親家庭等の支援については、安心して子育てや生活が送れるよう、経済的支援や就労の支援を実施し、自立に向けた後押しを進めます。

4 主要な取組

(1) 教育の支援

全てのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、安心して質の高い教育を受け、多様な体験や遊びができる機会を得ることで、能力と可能性を最大限に伸ばせるよう支援します。

① 学校教育体制の充実

- ア 学力・学習状況などの調査結果を活用した授業づくりと学級集団づくりを推進するとともに、習熟度別の少人数学習などを実施し、基礎学力が身に付くよう支援します。(学びづくり推進プロジェクト、習熟度別サポート事業)
- イ 不登校など支援の必要なこども・保護者に対してカウンセリングや教育相談を行い、こども一人ひとりに応じた援助や指導を行います。(スクールカウンセラー配置事業、教育相談室・児童生徒支援教室整備事業)
- ウ 学校・園と福祉など関係機関との連携を進め、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支えます。(子ども相談主事配置事業、地域と学校協働活動推進事業)

② 教育費用の支援

幼児教育・保育の無償化、就学援助や受験料の補助、奨学金等により、家庭の経済状況に関係なく学校・園生活を送り、進路を選択できるよう、ライフステージに応じて切れ目なく、教育費用の負担を軽減します。

就学前	利用者負担額の軽減
小学生 中学生	就学援助、特別支援教育就学奨励費支給事業、生活困窮世帯受験料等支援事業（中学生）
高校生	生活困窮世帯受験料等支援事業、奨学金給付事業

③ 学習の支援

学習の指導が無料で受けられる教室を市内に複数設置し、経済的な理由のため学習機会が少ない世帯のこどもを支援します。また通所型に加え、家庭訪問とオンライン指導を組み合わせた訪問・遠隔型の支援にも取り組みます。これらの学習支援事業では、学習支援のほか、季節行事などの社会体験の機会も提供し、幅広く生活面での支援も実施します。

また、岡山市社会福祉協議会と協力し、こどもの居場所づくりを推進し、その中で学習支援に取り組む居場所の活動についても支援していきます。

小学生～高校生	生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）、公民館の子ども対象事業、こどもの居場所づくり支援
---------	--

④ 体験活動・習い事の支援

地域の団体や公民館と連携し体験活動の場を設けるほか、習い事として公民館のクラブ活動を活用する取組を行います。

また、こどもの体験活動を提供するなど、子育て支援に関心のある民間企業、NPO等様々な地域資源と積極的に連携し、体験活動の支援等が継続して実施できるようサポートする仕組みを整えます。把握した支援情報は、必要とする家庭に届けて、こどもが多様な体験や遊びの機会が得られるようにします。

就学前～高校生	こどもの体験活動推進事業、公民館の子ども対象事業、親子応援メール（体験活動の情報配信）
---------	---

(2) 生活の安定のための支援

困難を抱える子どもや保護者、中でも仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭などが孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど生活の安定のための必要な支援を進めます。

① 相談・支援の充実

全ての妊産婦と子ども・子育て家庭に向けて、こども家庭センターを中心に地域や関係機関・団体が連携し、母子保健・児童福祉の包括的な支援を行います。また、休日・夜間の専門相談やひとり親家庭等の相談体制などを整備し、子どもと保護者に必要な支援を届けて孤立を防ぎ、生活の安定を図ります。

妊娠・出産期 ～高校生	こども家庭センターの設置
妊娠・出産期 ～就学前	助産施設への入所、妊婦等包括相談支援事業、妊産婦及び乳幼児訪問指導事業、さんさん育児相談・オンライン育児相談、ファミリーサポート事業、シルバー世代産前産後応援事業
就学前～高校生	児童家庭支援センター運営補助事業、ひとり親家庭等相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、ファミリーサポート事業（小学生まで）

② 居場所づくりの支援

子どもが安心して過ごせる居場所づくり（こども食堂等）を様々な団体と協力して進め、困難を抱える子どもや家庭に早期に気づき支援につなげる仕組みの構築を図ります。

妊娠・出産期 ～高校生	こどもの居場所づくり支援、親子応援メール、児童館の運営、公民館の子ども対象事業
----------------	---

③ ひとり親家庭の生活安定に向けた支援

ア 離婚後の生活と養育の安定につながるよう、親子交流（面会交流）や養育費の履行確保を支援します。

イ こども家庭センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な悩み事や、就労相談等に対応します。

また、母子・父子福祉団体やNPO等民間団体と連携し、ひとり親家庭等の悩みに寄り添ったきめ細かな支援に努めます（ひとり親家庭等相談支援事業）。

(3) 保護者の就労と経済的支援

就労と子育てを安心して両立できるよう、ひとり親家庭や生活が困難な状況にあるふたり親家庭に対し、それぞれの家庭の状況に合わせ職業生活の安定と向上に向けた支援を行います。

① 就労支援

- ア ひとり親家庭の保護者に対し、就労に有利な資格等の取得を支援します。
- イ 福祉と就労の一体的な窓口で効果的な就労支援を進めます（福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業）。

② 手当、貸付等経済的支援

- ア 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付等で子どもと家庭を経済的に支えます。
- イ ひとり親家庭等の医療費を助成し、子育てに係る負担を軽減します。